

建設業法第40条の3の規定に基づく帳簿の備付けについて

建設業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の3の規定により建設業を営む営業所（本店を含む。）ごとに営業に関する事項を記載した帳簿を備付け、かつ、請け負った建設工事ごとに当該建設工事の目的物を引き渡したときから5年間（平成21年10月1日以降については、発注者と直接締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、10年間。）は、これを保存することが義務付けられています。なお、帳簿に記載しなければならない事項及び添付しなければならない書類は以下のとおりです。

【帳簿の記載事項】（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第26条第1項）

- 1 営業所の代表者の氏名及びその者が当該営業所の代表者となった年月日
- 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- 3 発注者（宅地建物取引業者を除く。）と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する事項
- 4 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する事項
- 5 特定建設業者が注文者となって資本金4,000万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結したときは、上記記載事項に加え、以下の事項
 - (1) 支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段
 - (2) 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日及び手形の満期
 - (3) 下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残高
 - (4) 遅延利息を支払ったときは、その額及び支払年月日

※帳簿は電磁的記録によることも可能。

【帳簿に添付しなければならない書類】（建設業法施行規則第26条第2項、第7項）

- 1 契約書若しくはその写し又は当該契約に関する電磁的記録
- 2 特定建設業者が注文者となって資本金4,000万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結した場合は、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 3 自社が、発注者から直接請け負った建設工事について、公共工事にあつては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあつては下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は、6,000万円。）以上となる場合は、工事完成後（建設業法施行規則第26条第3項）に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分
 - (1) 自社が実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格
 - (2) 自社が主任技術者又は現場に監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
 - (3) 下請負人の商号又は名称及び許可番号
 - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
 - (5) 下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
 - (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格